

平成十四年政令第三百八十九号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令

内閣は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第一項第四号、同条第二項及び第六項並びに附則第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（自動車から除かれるもの）

第一条 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める自動車は、次のとおりとする。

- 一 農業機械又は林業機械に該当する自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。以下この条において同じ。）
- 二 走行装置としてカタビラ及びセリを有する自動車
- 三 競走用自動車（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供するものを除く。）
- 四 自衛隊の使用する装甲車両
- 五 前各号に掲げるもののほか、特殊の用途に使用する自動車として主務省令で定めるもの
- 六 自動車製造業者等（法第二条第十六項に規定する自動車製造業者等をいう。）が自動車に係る試験又は研究の用途に供するために製造等（同条第十五項に規定する製造等をいう。）をした自動車（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供するもの及び前各号に掲げるものを除く。）

（取り外して再度使用する装置）
第二条 法第二条第二項の政令で定める装置は、次のとおりとする。

- 一 保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他のパンプ型の積載装置
- 二 コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置
- 三 土砂等の運搬の用に供する自動車（法第二条第一項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の荷台その他の囲いを有する積載装置
- 四 トラッククレーンその他の特殊の用途のみ用いられる自動車に当該自動車と一体として装備される特別な装置（人又は物を運送するため用いられるものを除く。）

（指定回収物品）
第三条 法第二条第六項の政令で定める物品は、エアバッグその他衝突の際の人の安全を確保するための装置に使用するガス発生器とする。

（許可の更新期間）
第四条 法第六十条第二項及び第六十七条第二項の政令で定める期間は、五年とする。

（許可の申請者の使用人）

第五条 法第六十一条第一項第三号、第六十二条第一項第二号及び並びに第六十八条第一項第四号の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（生活環境の保全を目的とする法令）
第六条 法第六十二条第一項第二号ハの政令で定める法令は、次のとおりとする。

- 一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）
- 二 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）
- 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）
- 四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）
- 五 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）
- 六 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）
- 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八十八号）
- 八 ダイオキシソリン類対策特別措置法（平成十一年法律第五十五号）
- 九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）

（情報管理料金の額の認可）
第七条 情報管理センターは、法第七十三条第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする情報管理料金の額及び情報管理業務の実施に要する費用の額に主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。情報管理料金の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

- 一 情報管理料金の額が当該情報管理業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
- 二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（再資源化預託金等の管理に関する料金の額の認可）
第八条 資金管理法人は、法第七十三条第六項の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする再資源化預託金等の管理に関する料金の額及び再資源化預託金等の管理に関する業務の実施に要する費用の額に主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。再資源化預託金等の管理に関する料金の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

- 一 再資源化預託金等の管理に関する料金の額が当該管理に関する業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
- 二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（預託証明書に相当する通知）
第八条の二 法第七十四条第一項ただし書の政令で定める通知は、当該自動車に係る再資源化預託金等が預託されていることを証明する旨の通知であつて、資金管理法人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において「電子計算機」という。）から電気通信回線を通じて登録情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することによって行われるものとする。

（再資源化預託金等の取戻しに係る手数料の額の認可）
第九条 資金管理法人は、法第七十八条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする手数料の額及び同条第一項の規定により取り戻すことができる再資源化預託金等の払戻しに関する業務（次項第一号において「払戻業務」という。）の実施に要する費用の額に主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

- 一 手数料の額が当該払戻業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
- 二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（情報通信の技術を利用する方法に係る承諾等）
第十条 引取業者は、法第八十条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該使用済自動車の引取りを求めた者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た引取業者は、当該使用済自動車の引取りを求めた者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該使用済自動車の引取りを求めた者に対し、法第八十条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該使用済自動車の引取りを求めた者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（書面の提出による移動報告のファイルへの記録に係る手数料の額の認可）
第十一条 情報管理センターは、法第八十二条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする手数料の額及び移動報告に係る書面に記載された事項をファイルに記録する業務（次項第一号において「ファイル記録業務」という。）の実施に要する費用の額に主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

- 一 手数料の額が当該ファイル記録業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
- 二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（情報管理センターが行う書類等の交付に係る手数料の額の認可）
第十二条 情報管理センターは、法第八十五条第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする手数料の額及び同条第一項から第三項までの規定による書類等の交

付する手数料の額が当該書類等の交付に係る費用の額を超えないこと。

て同じ。)のうちイ又はロに該当する者のあるもの

(一) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

(二) (一)に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分業務に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

ホ 個人でその使用人のうちにイ又はロに該当する者のあるもの

三 受託者が自ら解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為を実施する者であること。

(法第百二十一一条第十一項の政令で定める基準) 第十八条 法第百二十二条第十一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 引取業者及びフロン類回収業者並びに解体業者(法第十五条の規定により使用済自動車一般廃棄物を引き取り、若しくは法第十六条第六項の規定により使用済自動車一般廃棄物の引渡しを受け、又は同項の規定により使用済自動車一般廃棄物を引き渡す者)による。この委託を受けて使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を実施する者(以下この条において「受託者」という。)が次のいずれかに該当するものであること。

イ 他人の一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬がその事業の範囲に含まれるもの

ロ 法第百二十三条第一項の規定により使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる産業廃棄物収集運搬業者

二 受託者が自ら使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を実施する者であること。

(報告の徴収) 第十九条 都道府県知事は、法第百三十条第一項の規定により、引取業者に対し、使用済自動車の引取り又は引渡しの実施の状況につき、引取り又は引渡しの方法、実績量及び委託に関する事項、移動報告の実施に関する事項その他引取り又は引渡しに関する事項に報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、法第百三十条第一項の規定により、フロン類回収業者に対し、使用済自動車の引取り又は使用済自動車若しくはフロン類

の引渡しの実施の状況につき、使用済自動車の引取りの方法、実績量及び委託に関する事項、引き取った使用済自動車に係るフロン類の回収の方法及び実績量に関する事項、使用済自動車又はフロン類の引渡しの方法、実績量及び委託に関する事項、移動報告の実施に関する事項その他引取り又は引渡しに関する事項に報告をさせることができる。

3 都道府県知事は、法第百三十条第一項の規定により、解体業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り、使用済自動車若しくは解体自動車若しくは指定回収物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化の実施の状況につき、使用済自動車又は解体自動車の引取りの方法、実績量及び委託に関する事項、引き取った使用済自動車に係る指定回収物品の回収の方法及び実績量に関する事項、使用済自動車若しくは解体自動車又は指定回収物品の引渡しの方法、実績量及び委託に関する事項、使用済自動車又は解体自動車の再資源化の方法及び実績量に関する事項、移動報告の実施に関する事項その他引取り若しくは引渡し又は再資源化に関する事項に報告をさせることができる。

4 都道府県知事は、法第百三十条第一項の規定により、破砕業者に対し、解体自動車の引取り、解体自動車若しくは自動車破砕残さの引渡し又は解体自動車の再資源化の実施の状況につき、解体自動車の引取りの方法、実績量及び委託に関する事項、解体自動車又は自動車破砕残さの引渡しの方法、実績量及び委託に関する事項、解体自動車の再資源化の方法及び実績量に関する事項、移動報告の実施に関する事項その他引取り若しくは引渡し又は再資源化に関する事項に報告をさせることができる。

5 主務大臣は、法第百三十条第三項の規定により、自動車製造業者等又はその委託を受けた者に対し、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等の実施の状況につき、引取りの方法、実績量及び委託に関する事項、引取基準の設定及び公表に関する事項、フロン類回収料金又は指定回収料金の設定、公表及び支払に関する事項、指定引取場所の設置及び位置の公表に関する事項、再資源化等の方法、実績量及び委託に関する事項、再資源化等に係る料金の設定及び公表に関する事項、フロン類の運搬の方法に関する事項、移動報告の実施に関する事項その他

引取り又は再資源化等に関する事項に報告をさせることができる。

(立入検査) 第二十条 都道府県知事は、法第百三十一条第一項の規定により、その職員に、引取業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、使用済自動車の引取り又は引渡しをするための設備及びこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

2 都道府県知事は、法第百三十一条第一項の規定により、その職員に、フロン類回収業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、使用済自動車の引取り若しくは引渡し又はフロン類の回収若しくは引渡しをするための設備及びこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

3 都道府県知事は、法第百三十一条第一項の規定により、その職員に、解体業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し若しくは再資源化又は指定回収物品の回収若しくは引渡しに必要な行為をするための設備及びこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

4 都道府県知事は、法第百三十一条第一項の規定により、その職員に、破砕業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、解体自動車の引取り若しくは引渡し若しくは再資源化又は自動車破砕残さの引渡しに必要な行為をするための設備及びこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

5 主務大臣は、法第百三十一条第二項の規定により、その職員に、自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等に必要な行為をするための設備及び自動車等の製造等を行うための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

(権限の委任) 第二十一条 法第百三十条第三項及び第百三十一条第二項の規定による経済産業大臣の権限は、自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第百三十条第三項及び第百三十一条第二項の規定による環境大臣の権限は、自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附則 (施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日(平成十五年一月十一日)から施行する。

(都知事が管理し、及び執行する事務) 第二条 法附則第十一条の政令で定める事務は、法第十九条、第二十条、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十四条第一項、同条第二項(法第四十六条第三項において準用する場合を含む)、第四十五条第一項、同条第二項(法第五十一条第二項において準用する場合を含む)、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条及び第四十八条第一項(これらの規定を法第五十九条において準用する場合を含む)、第四十九条(法第五十九条において読み替えて準用する場合を含む)、第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十五条第一項、同条第二項(法第五十七條第三項において準用する場合を含む)、第五十六条第一項、同条第二項(法第五十八條第二項において準用する場合を含む)、第五十七条第一項及び第二項、第五十八條第一項、第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第一項、第六十四条(法第七十二条において準用する場合を含む)、第六十六条(法第七十二条において読み替えて準用する場合を含む)、第六十七條第一項、第六十八條第一項、第六十九條(法第七十条第二項において準用する場合を含む)、第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条第一項から第六項まで、第九十条第一項及び第三項、第百二十五條から第百二十七條まで、第百三十條第一項及び第二項並びに第百三十一条第一項並びに附則第五條第二項及び第六條第二項に規定する事務とする。

附則 (平成一五年七月二五政令第三三二号) 抄

第一条 この政令は、使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十六年七月一日)から施行する。

(施行期日) 第一条 この政令は、使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十六年七月一日)から施行する。

附 則（平成一五年八月一日政令第三四六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

附 則（平成一六年九月二九日政令第二九三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附 則（平成一七年三月九日政令第三七号）

この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成一七年五月二七日政令第一八七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十二月二十六日）から施行する。

附 則（平成一七年六月二九日政令第二二八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第十六条 この政令の施行前に環境大臣が法律の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この政令の施行前に法律の規定により環境大臣に対してした申請、届出その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。）は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

2 この政令の施行前に法律の規定により環境大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならぬ事項（この政令による改正後の

それぞれの政令の規定により地方環境事務所に委任された権限に係るものに限る。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法律の規定により地方環境事務所に長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第十七条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年五月二日政令第一七一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年二月二六日政令第三九六号）

この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成二四年一〇月二七日政令第二五八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月三十日）から施行する。

附 則（平成二四年一〇月一九日政令第二六一号）

この政令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年一月三十日）から施行する。

附 則（平成二六年三月三二日政令第一三四号）

この政令は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日政令第一六六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成二六年五月二十日）から施行する。

附 則（令和元年九月六日政令第八八号）

この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。